

法 制 執 務 講 座

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

職務遂行に当たって必要な法制執務の基礎知識を習得する。

- 自治体職員に必須の「法の解釈」, 「法の運用」を基礎から学びます。
- 講義を通して法の取り扱いを学び, 演習での実践により知識を定着させます。
- 要綱や要領の作成手法など, 実務能力の向上を図ります。

期日	第1班	平成29年 6月12日(月)～14日(水)		講師	学識経験者
	第2班	平成29年10月23日(月)～25日(水)			
時間	1日目	10時～16時30分 ※集合：9時45分		計画 人員	64人
	2, 3日目	9時30分～16時30分			
会場	茨城県自治研修所 7階 701研修室				
対象	一般職員 法制執務の担当になった, 法制執務の基礎知識を習得したい, 条例の制定・改廃をを予定している といった方				

研修の概要

基礎自治体である市町村には, 地域特性や住民ニーズに対応した施策の実施が求められており, その実現のためには, 法令の解釈や運用する能力が必要不可欠です。

当講座では, 法制執務の基礎的講座として, 条例を制定, 改廃するための用語の使用方法や条例の構成などの基礎知識を学びます。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00	12:00	13:00	16:30
1日目		開講 オリエン テーション		法制執務総論(講義)		
				休憩		
2日目	法制執務総論・条例の改正基礎(講義)					
				休憩		
3日目	条例の改正基礎(演習)					閉講
				休憩		

※計画内容は, 講師との打合せ等により, 若干変更となる場合がありますので, 予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 2日間の講義と最終日の演習の構成により理解を深めることができた。
- ・ 法の仕組みから始まり, 細かな部分までの説明があったので分かりやすかった。
- ・ 今まで曖昧であった文言等の整理をすることができた。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・水戸駅南口から徒歩約10分
 - ・研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
- 詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>